

船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成31年1月7日 23時10分ごろ
発生場所	静岡県磐田市掛塚灯台南方沖 掛塚灯台から真方位176° 9.2海里付近 (概位 北緯34° 29.7′ 東経137° 48.8′)
インシデントの概要	貨物船 ^{かず} 一丸は、航行中、逆転減速機のクラッチが入らなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年1月29日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 一丸、498トン 135515、有限会社幸宝海運、明港汽船株式会社（船舶借入人）、宮和海運株式会社（傭船者） ディーゼル機関、4サイクル、出力736kW、回転数毎分240、6気筒、ボア310mm、使用燃料C重油
乗組員等に関する情報	機関長、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか2人が乗り組み、航行中、逆転減速機が異常な振動を発生してクラッチが入らなくなり、運航不能となったので、来援した海上保安庁の巡視船にえい航された後、タグボートに引き継がれ、静岡県御前崎港に入港した。</p> <p>機関修理会社担当者は、本インシデント後、逆転減速機の調査を行ったところ、逆転減速機の潤滑油が規定の半分以下となっていること、及び逆転減速機の予備潤滑油ポンプ（以下「本件ポンプ」という。）が焼き付いていることを認めた。</p> <p>本船は、本件ポンプで逆転減速機に潤滑油を供給し、油圧で操作するものであった。</p> <p>機関長は、平成30年12月頃から本船に臨時機関長として乗り組んでおり、本インシデント発生まで潤滑油量の計測を行っていなかった。</p>
分析	本船は、航行中、機関長が潤滑油量の計測を行っておらず、逆転減速機の潤滑油量が過少であったことから、本件ポンプが焼き付いて逆転減速機に潤滑油を供給できず、クラッチが入らなくなり、主機の運

	<p>転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、航行中、機関長が潤滑油量の計測を行っておらず、逆転減速機の潤滑油量が過少であったため、本件ポンプが焼き付いて逆転減速機に潤滑油を供給できず、クラッチが入らなくなり、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逆転減速機等の潤滑油量を常に監視し、定期的に補給すること。